

諮問番号 令和元年度諮問第40号（令和元年10月7日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 立替払事業に係る未払賃金額等の不確認処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求に係る処分は取り消されるべきである旨の諮問に係る判断は妥当であるが、確認すべき未払賃金の額については、更に十分検討した上で算定する必要がある。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が行った賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号。以下「賃確法」という。）7条に基づく立替払事業に係る未払賃金の額等の確認申請（以下「本件確認申請」という。）に対し、A労働基準監督署長（以下「処分庁」という。）が未払賃金の額等の不確認処分（以下「本件不確認処分」という。）をしたところ、審査請求人が本件不確認処分を不服として審査請求した事案である。

2 関係する法令の定め

- (1) 賃確法7条は、労働者災害補償保険の適用事業に該当する事業の事業主が破産手続開始の決定を受け、その他政令で定める事由に該当することとなった場合において、当該事業に従事する労働者で所定の期間内に当該事業を退職したものに係る未払賃金（支払期日の経過後まだ支払われていない賃金）

があるときは、当該労働者の請求に基づき、当該未払賃金に係る債務のうち所定の範囲内のものを当該事業主に代わって政府が弁済する旨規定する。

- (2) 賃確法7条における上記「政令で定める事由」（立替払の事由）として、賃金の支払の確保等に関する法律施行令（昭和51年政令第169号。「以下「賃確令」という。）2条1項4号及び賃金の支払の確保等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第26号。以下「賃確則」という。）8条は、事業主（賃確法7条の事業主をいう。ただし、賃確令2条2項の中小企業事業主であるものに限る。）が事業活動に著しい支障を生じたことにより労働者に賃金を支払うことができない状態（事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がない状態）になったことについて、当該事業主に係る事業を退職した者の申請に基づき、労働基準監督署長の認定があったことを掲げている。
- (3) 賃確法7条並びに賃確則12条2号、13条2号及び12条1号へは、上記認定に係る事業主の事業を退職した者が未払賃金の立替払の請求をするには、支払期日後まだ支払われていない賃金の額その他の事項について労働基準監督署長の確認を受けなければならない旨規定する。
- (4) 支払期日後まだ支払われていない賃金とは、上記（1）の所定の期間内にした当該事業からの退職の日（以下「基準退職日」という。）以前の労働に対する労働基準法（昭和22年法律第49号）24条2項本文の賃金及び基準退職日にした退職に係る退職手当であって、基準退職日の6か月前の日から賃確法7条の請求の日の前日までの間に支払期日が到来し、当該支払期日後まだ支払われていないものとされている（賃確令4条2項）。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、平成19年8月20日、P事務所（以下「本件事務所」という。）に雇用され、平成29年3月30日、退職した。
(聴取書、確認申請書)
- (2) 処分庁は、平成30年1月9日、本件事務所について、上記2（2）の認定（事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がない状態になったことの認定）を行った。
(認定通知書)
- (3) 審査請求人は、平成30年3月7日、処分庁に対し、本件確認申請を行った。本件において未払賃金となり得るのは、平成28年9月30日以降に

支払期日が到来したものであるところ（以下、同日以降の期間を「本件期間」という。）、審査請求人が未払賃金の額として確認申請したのは、平成29年1月31日を支払期日とする定期賃金29万8552円、同年2月28日を支払期日とする定期賃金34万9400円、同年3月31日を支払期日とする定期賃金34万9400円及び同年4月30日を支払期日とする定期賃金6万3528円の合計106万0880円である。

（確認申請書）

（4）処分庁は、平成30年3月23日付けで、本件確認申請に対し、「未払賃金の額を裏付ける資料が確認できなかったこと」との理由を付して本件不確認処分を行った。

（不確認通知書）

（5）審査請求人は、平成30年6月22日付けで、審査庁に対し、本件審査請求をした。

（審査請求書）

（6）審査庁は、令和元年10月7日、当審査会に対し、審査請求人が提出した資料により未払賃金の額を算定することは可能であることから、本件不確認処分は取り消されるべきであるとして諮問した。

（諮問書、諮問説明書）

4 審査請求人の主張の要旨

本件事務所においては、雇用契約書や賃金台帳が作成されていないなど、本件事務所の代表者Q（以下「代表者」という。）の労務管理にさまざまな点があったことは否定できない。しかしながら、そうであるが故に労働者保護がなされないというのは法の趣旨にもとるものというべきである。

本件では、たしかに、審査請求人の未払賃金の額を裏付ける本件事務所作成の資料はないものの、審査請求人がパソコンの表計算ソフト上の表計算シートにより日常的に作成していたことが認められる給与管理のメモがある。当該メモは、審査請求人が反復継続して記録していたものであり、その記載内容に高い信用性が認められる客観証拠と評価することができる。したがって、基本的にはその記載内容に沿った事実認定がなされるべきである。

審査請求人が作成していた交通費精算表からは、平成29年1月から同年3月にかけて、審査請求人が、平日は毎日勤務し、時には休日も出勤していたことが分かる。交通費精算表に記載がない日もあるが税理士業務は、外回りだけではなく、内勤業務も当然発生するものであるから、交通費精算表に記載のな

い日についても内勤業務が行われていたと考えて、不自然はない。

審査請求人が確認申請できるのは、平成28年9月30日支払分から平成29年4月30日支払分までの賃金額であり、その賃金額の合計は250万2154円である。他方、上記期間に支払われた賃金額の合計は172万5900円である。したがって、審査請求人の未払賃金の額は、その差額である77万6254円と算出される。

(審査請求書、反論書)

5 処分庁の主張の要旨

審査請求人が主張する未払賃金の額を示す資料が提出されているが、審査請求人が作成した資料のみであり、賃金の支払義務者たる代表者が作成又は未払賃金の額を証明した資料ではないことから、審査請求人が主張する未払賃金の額を裏付ける資料は確認できない。

(弁明書)

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね次のとおりであり、審理員の意見もこれと同旨である。

- 1 処分庁は上記第1の5のとおり主張するが、代表者が法令に基づく賃金管理をしていない状況で亡くなっており、事実確認ができない中、代表者が未払賃金の額を証明した資料がないことをもって、未払賃金の額を確認できないと結論付けることは妥当ではない。
- 2 審査請求人が提出した資料は、他の労働者の状況等も考慮すると信憑性が認められ、未払賃金の額を算定することが可能である。
- 3 したがって、本件審査請求には理由があることから、本件不確認処分を取り消すべきであり、審査請求人の未払賃金の額は、審査請求人が提出した給与明細書により賃金総額が確認できる支払期日が平成28年4月30日以降の賃金（合計433万1703円）に、同日以降の賃金の内払（合計377万5900円）を充当した結果、差し引き55万5803円と評価できる。

第3 当審査会の判断

- 1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

本件の審理員の審理手續については、特段違法又は不当と認められる点はない。

- 2 本件不確認処分の適法性及び妥当性について

(1) 本件においては、本件期間に定期賃金として支払われるべき金額がいく

らであったかを確定し、これに対応する所定の労働があったことを確認した上で、賃金として実際に支払われた金額を支払われるべき金額に充当し、その上で未払として残存する金額が未払賃金の額ということになる。

これらの認定に当たっては、賃金台帳等事業主において作成した資料のほか、事業主や労働者の供述を含む関係資料を総合して判断すべきものであるところ、処分庁は、本件について労働者である審査請求人が提出した資料しかないとの理由によって不確認処分を行っている。審査請求人が提出した資料の内容に特段不自然、不合理な点がなく、信用性が認められるのであれば、これに基づいて未払賃金の額を算定すべきであるから、審査庁が、審査請求人の提出した資料によって未払賃金の額を算定することが可能であって、本件不確認処分は取り消されるべきであるとした判断は妥当である。

- (2) 審査請求人は、賃金として支払われた金額として、給与未精算額表に入金日と金額を記載し、その裏付けとして預金通帳の写しとともに提出している。預金通帳に上記給与未精算額表に見合う記載（事業主からの直接の入金のほか審査請求人が手書きで「R」等として事業主からの入金であることをメモしたものも含む）があるものは、既払賃金と認定することができる。審査庁は、上記資料をもとに、諮問説明書添付の別添資料1及び別添資料2を既払賃金としていると思われる。

しかし、審査請求人提出の資料と諮問説明書添付の別添資料2を照合すると以下の疑問点が指摘できる。

- ア 給与未精算額表において、平成28年8月29日に20万円が入金されたとなっているものが、上記別添資料2では30万円の入金となっている。
- イ 給与未精算額表において、平成28年11月30日に5万円が入金されたとなっているものが、上記別添資料2には記載がない。
- ウ 給与未精算額表において、平成28年12月28日に20万円が入金されたとなっているものが上記別添資料2には記載がない。
- エ 以上のほか、給与未精算額表における入金金額と預金通帳の記載が整合するのか不明なものもある。

これらの点について、十分検討した上で未払賃金の額を算定すべきである。

- (3) なお、審査請求人は、本件期間についてのみ支払われるべき賃金額と既払賃金額を算出して未払賃金の額を算定しているが、本件期間の各支払期日

に支払われるべき賃金については、本件期間より以前の賃金額と既払賃金額が認定できるものについてはこれを明らかにした上で、既払賃金額を順次賃金額に充当し、その上で、本件期間の各支払期日に支払われるべき賃金額につき未払とされる金額を算定すべきであるから、審査請求人提出の給与明細書によって額が確定できる支払期日が平成28年4月30日以降の賃金額と同日以降の既払賃金額を算出した上で、本件期間の未払賃金の額を算定した審査庁の考え方は妥当である。

また、支払期日を平成29年4月30日とする賃金額について、審査請求人は、所定賃金額を当該賃金計算期間の暦日数31日、退職日までの在籍日数5日を元に日割り計算して算定しているが、労働者が賃金計算期間の中途において退職した場合の賃金額の計算については本件事務所の就業規則に規定があり、これによって計算すべきであるから、就業規則に基づいて算定した審査庁の考え方が妥当である。

3 まとめ

以上によれば、本件不確認処分は取り消されるべきである旨の諮問に係る判断は妥当であるが、確認すべき未払賃金の額については、更に十分検討した上で算定する必要がある。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	伊	藤		浩
委	員	交	告	尚	史